

担い手 3 法改正について



令和 6 年 1 1 月
国土交通省 関東地方整備局
建政部 建設産業第一課

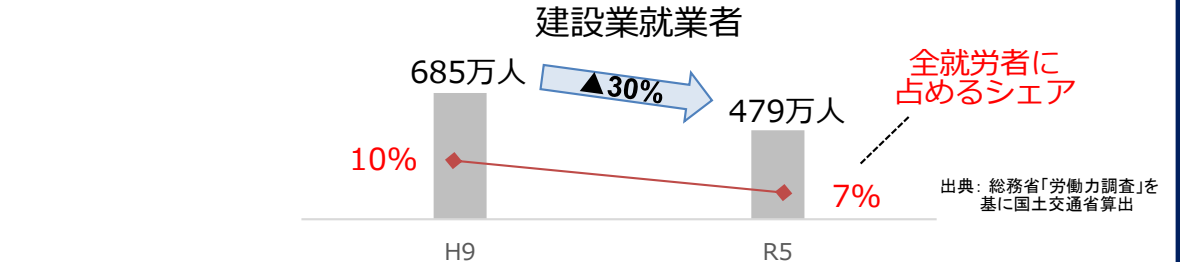
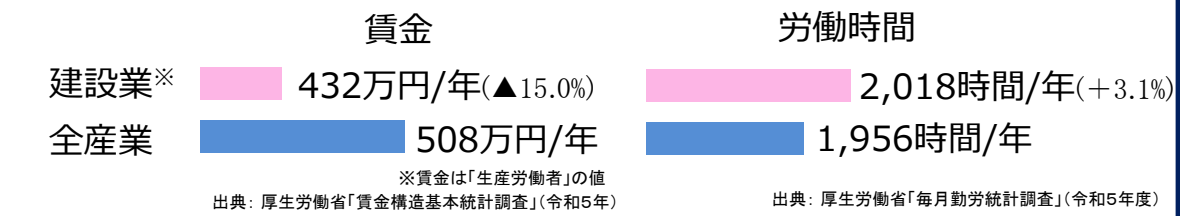
担い手 3 法改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

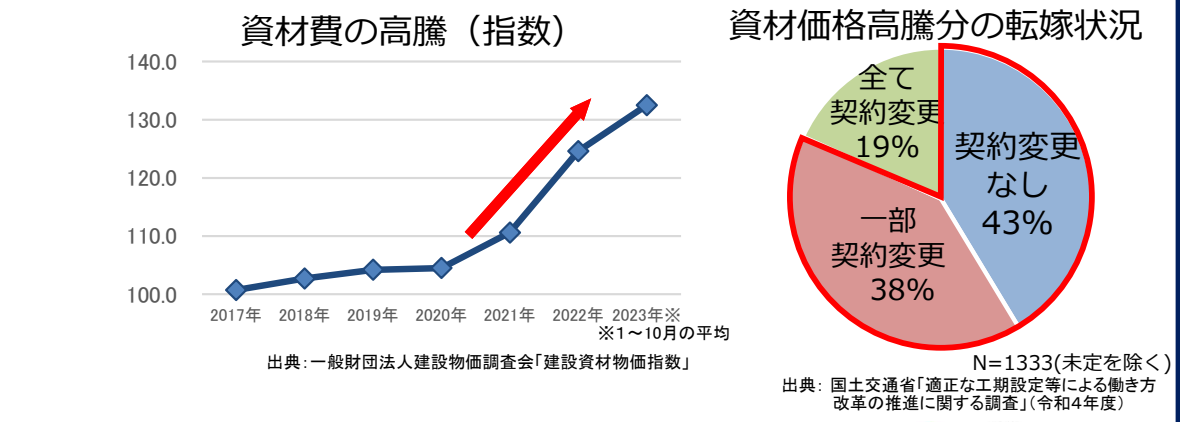
		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

背景

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い
➡ 担い手の確保が困難



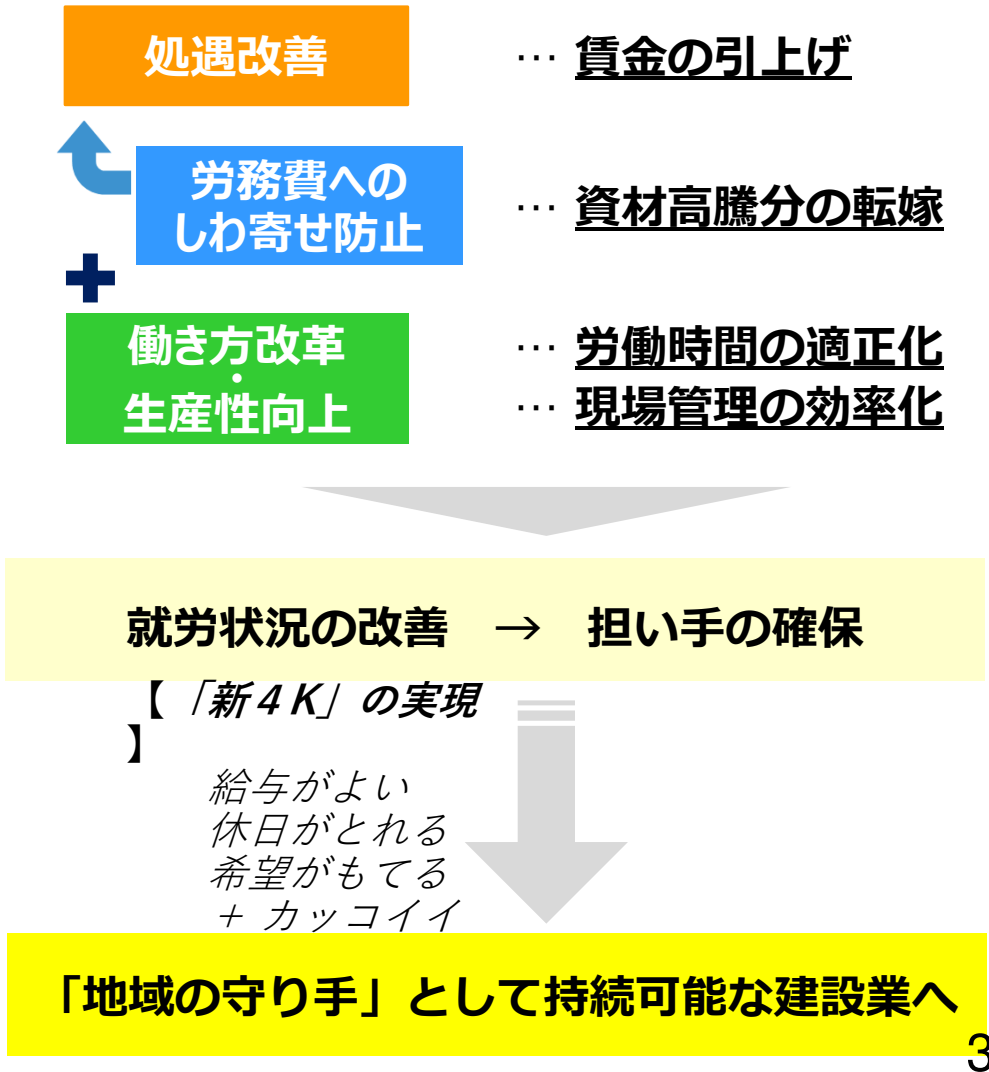
- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始
- 2024年4月から

方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。

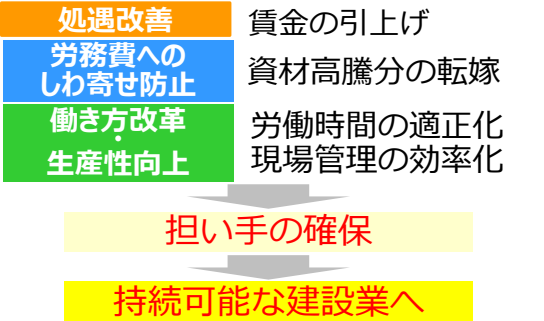


建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

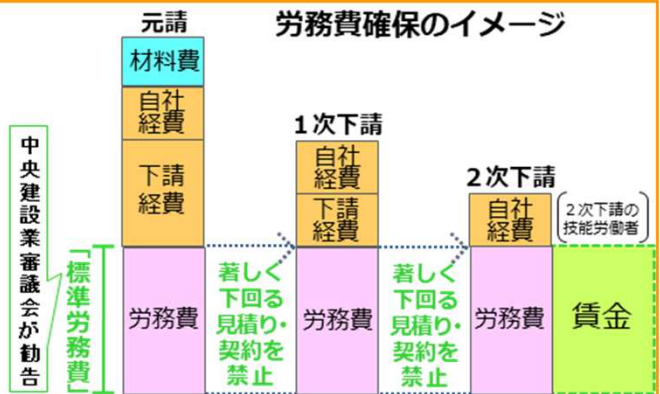
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
全産業 494万円/年 (▲15.6%) 1,954時間/年 (+3.5%)
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

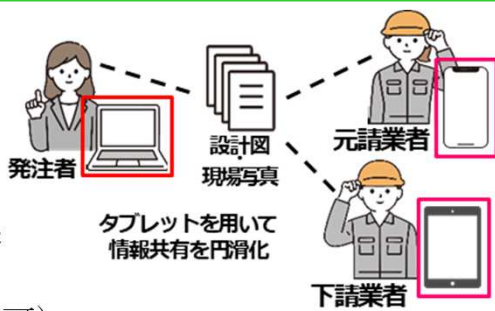
- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

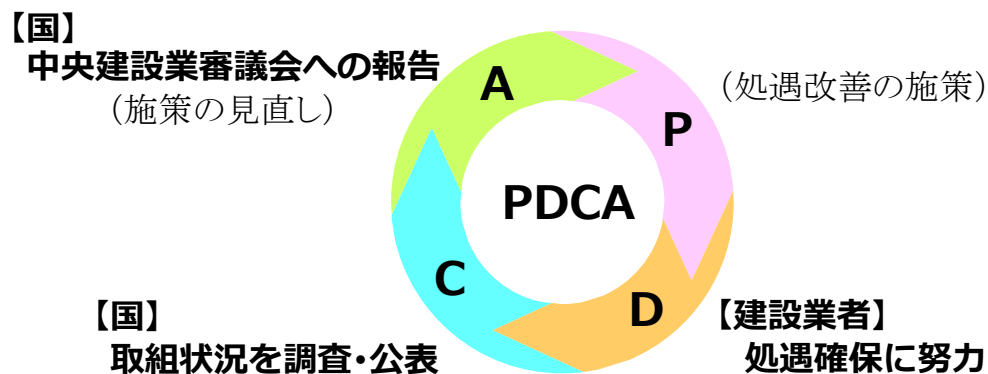


今回改正事項(処遇改善関係)

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

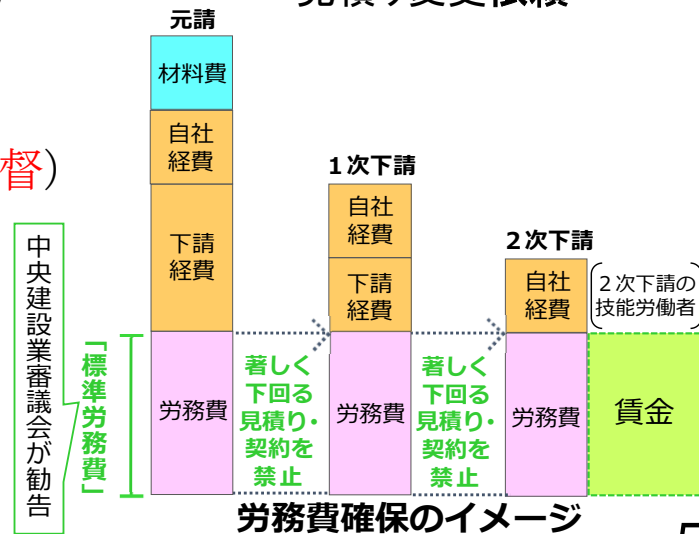
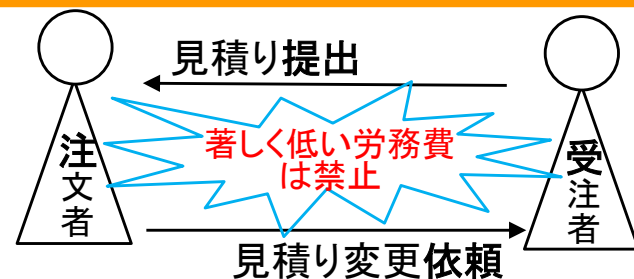


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

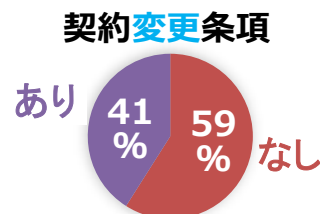
- **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

今回改正事項(価格転嫁関係)

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。



「資材高騰のおそれあり」



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
 ※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「変更方法」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

建設工事の請負契約書の法定記載事項(建設業法第19条第1項第8号)

(現行)

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～六 (略)

七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

九～十六 (略)

天災不可抗力条項に関しては、「算定方法に関する定め」と規定

資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」の記載は求められていない
→「**契約変更をしない**」といった内容を約する契約についても**許容されるものと解される余地**
契約変更条項を契約書上設けない契約が約 6 割

(改正後)

八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動又は変更に基づく**工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め**

契約書 (イメージ)

第〇条 請負代金の変更方法

- ・ **発注者又は受注者は**、材料価格に著しい変動を生じたときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる**請負代金額の変更**を求めることができる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。etc ...

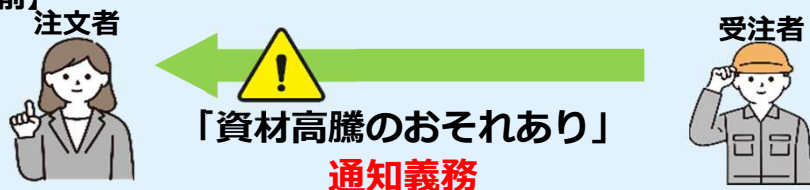
資材高騰に伴う**請負代金等の「変更方法」**を**契約書の法定記載事項**として明確化
→「**契約変更をしない**」といった内容を約する契約については**許容されない**

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等)

第二十条の二 (略)

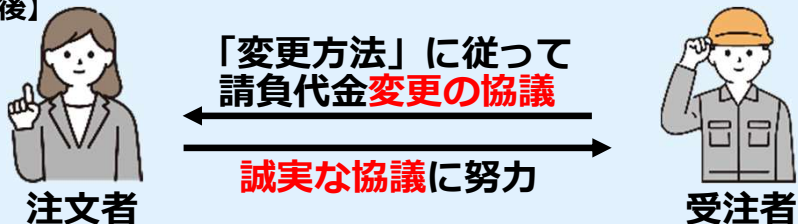
- 2 建設業者は、その請け負う建設工事について、**主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰**その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、**請負契約を締結するまでに**、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて**通知しなければならない**。
- 3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する**事象が発生した場合には**、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての**協議を申し出ることができる**。
- 4 前項の**協議の申出を受けた注文者は**、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、**誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない**。

【契約前】



資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



運用上の留意点 (イメージ)

資材高騰リスクの情報を注文者・受注者の**双方**が**契約前に共有**
⇒ 契約後に、実際に資材が高騰した場合の**負担**に関する協議の**円滑化**

- ✓ 受注者は、**把握**している範囲で情報提供すれば足りる
(資材高騰の見込みについての新たな調査は**不要**。根拠は**公表資料**を用いる)
- ✓ 将来のあらゆる可能性を網羅した**膨大なリスク情報**を提供しても、**負担**協議の円滑化には**寄与しない**おそれがあるので注意

- ✓ **事前通知なしでも**、契約上の「変更方法」に基づき**協議は可能**
- ✓ 「誠実」な協議とは、協議のテーブルに着いたうえで、申出の内容を真摯に聞き、変更の申出に至った背景事情を十分理解し、対等な立場から互いの意思が合致するようにできる限り努力が必要
- ✓ 誠実に協議した上で、双方合意として**価格変更しないこともあり得る**。
(必ず契約変更することを定めた規定ではない)

注文者は、リスク発生時の契約変更協議については誠実に対応する努力義務
(申し出られた協議の門前払い、申し出を理由とした不利益な取り扱い等は**禁止**)

今後、制度運用上の留意点をガイドラインとしてとりまとめ、変更協議促進という制度趣旨にかなう通知や協議の方法を周知予定

今回改正事項(働き方改革・生産性向上関係)

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも**著しく短い工期による契約**
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに**受注者**にも**禁止**

(現行) **注文者**は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ **違反した建設業者には、指導・監督**

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

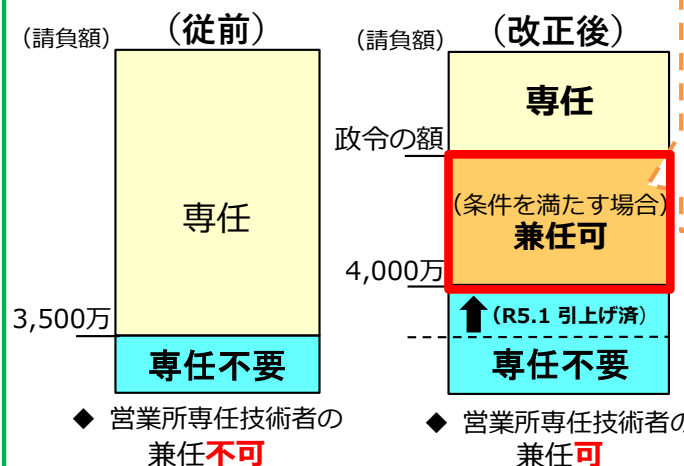
契約後

○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に工期の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



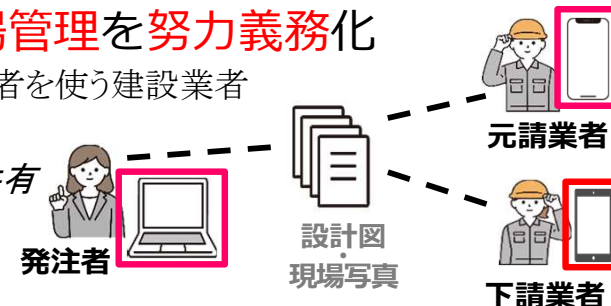
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理の「指針」**を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**

※ 多くの下請け業者を使う建設業者

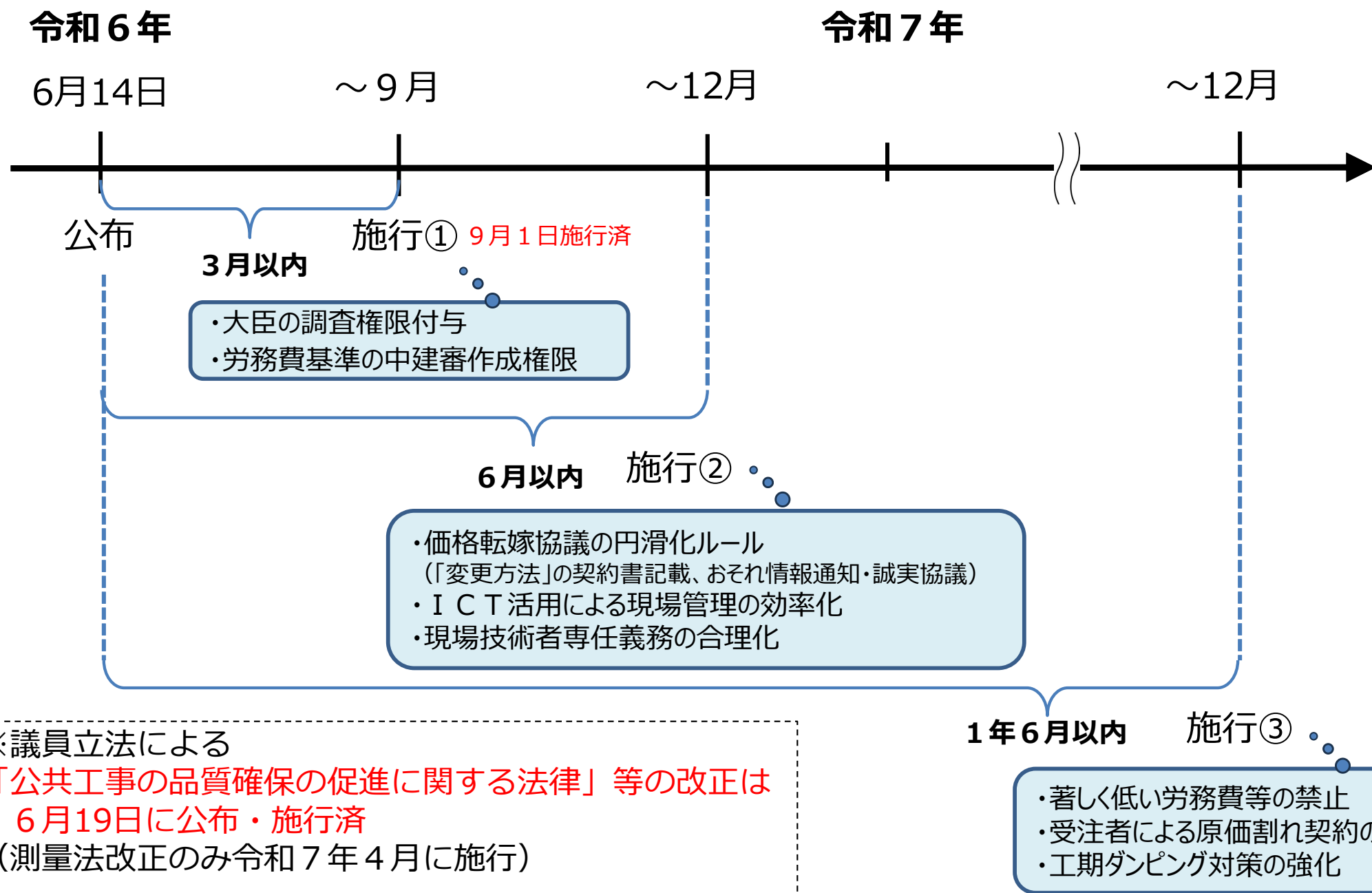
<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

施行時期について(建設業法・入契法)

建設業法・入契法



建設Gメンによる監視体制の強化

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。
- ◆ 下請取引等実態調査の件数を大幅に拡大し、そこで把握した違反疑義情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を端緒として、違反の疑いのあるものを優先して建設Gメンが実地調査を行うことにより、実効性を確保。
- ◆ 令和6年度の実地調査は、改正建設業法により新たに整備されたルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、既存ルールや労務費指針への対応状況を調査し、不適当な取引行為に対して改善指導等を行い、適正化を図っていく。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

【令和6年度の建設Gメンの実地調査】

【主な調査項目等】

適正な請負代金・労務費の確保

適切な価格転嫁
〔労務費指針への対応状況〕
〔資材価格の転嫁協議状況〕

適正な工期の設定

適正な下請代金の支払

【主な調査内容】

- ✓ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、また、総価としての請負代金が不当に低くなっていないか
- ✓ 注文者が、受注者の提出した見積額に対して、労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか
- ✓ 労務費の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか
- ✓ 免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額していないか（インボイス関係） 等
- ✓ 注文者が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された行動指針に基づいて、採るべき行動をとっているか
- ✓ 労務費や資材価格の高騰等を踏まえた請負代金や工期の変更協議に係る受注者からの申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況 等
- ✓ 「工期に関する基準」に基づき、受注者は時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期による見積を行ったか、また、注文者は当該工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等
- ※ 効果的に調査を行うため、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施
- ✓ 下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
- ✓ 元請事業者（特定建設業者）が下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」（手形期間が120日超、11月以降は60日超）となっていないか
- ※ サプライチェーン全体で、手形の期間短縮等に対応していくため、発注者の手形期間等も調査
- ✓ 下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

建設Gメンの実地調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

労務費の基準の作成について

- 第三次担い手三法（令和6年改正）により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論することとする。

委 員

（学識者等）

榎並 友理子（日本アイ・ビー・エム(株)執行役員公共事業統括部長）

恵羅 さとみ（法政大学社会学部准教授）

大森 有理（弁護士）

座長 小澤 一雅（政策研究大学院大学教授）

楠 茂樹（上智大学法学部教授）

佐藤 あいさ（パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長
兼 人事・総務労務室長）

西野 佐弥香（京都大学大学院工学研究科准教授）

長谷部 康幸（全国建設労働組合総連合賃金対策部長）

堀田 昌英（東京大学大学院工学系研究科教授）

前田 伸子（(公社)日本建築積算協会専務理事）

（受注者側）

青木 富三雄（(一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長）

荒木 雷太（(一社)岡山県建設業協会会長・(一社)全国建設業協会元副会長）

岩田 正吾（(一社)建設産業専門団体連合会会長）

白石 一尚（(一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長）

土志田 領司（(一社)全国中小建設業協会会長）

（発注者側）

太田 清（三菱地所(株)執行役員経営企画部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長）

小沼 豊（松戸市建設部長）

小林 秀行（東京都財務局技術管理担当部長）

丸山 優子（(株)山下PMC代表取締役社長）

渡邊 美樹（(独)都市再生機構本社住宅経営部次長）

※50音順・敬称略・

令和6年9月10日現在

主な論点

○「労務費の基準」の実効性確保について

- ・ 入札時・契約時における実効性の確保
- ・ 契約後における労務費・賃金の行渡りの担保
- ・ 行政（Gメン）による検証

○「労務費の基準」の作成について

- ・ 基準の計算方法
- ・ 基準の作成単位（都道府県別につくるか等）
- ・ 基準の改定（頻度等）

スケジュール

令和6年9月10日 第1回WG開催

- ① 労務費の基準に関する経緯
- ② 主要な論点に対する考え方
・「基本方針」について重点的に議論、合意
- ③ 今後の検討の進め方について 等

10月下旬頃 第2回WG開催

11月以降、職種ごとに随時、基準素案の作成に向けて意見交換

12月頃 第3回WG開催

（以降、意見交換のフィードバックを踏まえ、2～3ヶ月に1回程度開催）

令和7年11月頃までに中央建設業審議会にて労務費の基準の勧告³

「労務費の基準」に関する基本方針【概要】①

9月10日 第1回
労務費の基準WG
にて概ね合意

(1) 「労務費の基準」の目的

- 適正な水準の労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として行き渡ることを目指す。
- 具体的には、
 - ・契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「適正な工事実施のために計上されるべき労務費」の相場観として機能させること
 - ・これに連動して、改正建設業法において著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえ、新ルールの実効性確保のため、行政が指導監督する際の参考指標としても活用することを目的として、基準を作成する。

(2) 「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

- 見積もる立場の中小事業者や一人親方を含め、事業者に対し、労務費の基準の活用方法を分かりやすく示すとともに、契約時に
において、労務費の基準に基づく見積りと書面での契約を業界慣行としていく。
また、基準の作成に際し、契約当事者間で労務費の基準が適切に活用されるよう、業界団体にも参画いただくなど重要な役割を担っていただくこととする。
- 基準の作成と活用だけでなく、下請・技能者に対する労務費や賃金の支払のコミットメントや賃金行渡り状況の調査等の手段も用いて、労務費の行き渡りの担保を図ることとする。
- 行政による、受発注者双方に対する処遇改善に向けた取組の実施状況の調査の実施や、場合によっては、改正建設業法に基づく指導監督や勧告公表等の規制的手法も効果的に用いることにより、ルールの浸透・定着を図ることとする。
 - ① 労務費の基準を相場観とした見積り、契約による適切な労務費の確保、
 - ② 確保された労務費が下請業者まで行き渡り、技能者に賃金として支払われる仕組みづくり、
 - ③ これらのルールの行政による検証、など総合的な取組により労務費の基準の所期の目的の達成を図る。
- 技能者の賃上げにつながるよう、公共工事・民間工事問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能者を雇用する事業者まで行き渡るような水準で労務費の基準を設定することとする。

（３）「労務費の基準」の作成に関する基本方針

- 契約交渉時の相場観として活用されることを踏まえ、中小事業者や一人親方であっても使いやすい仕様で作成することとする。
具体的には、技能者の職種ごとに、現在の契約でも用いられている単位施工量当たりの金額（1 t、1 m²作業あたりいくら）として設定することを基本とし、工種や規格の違いなどによる細分化は最小限にとどめる。
- 新たなルールを持続可能なものとするため、公共工事設計労務単価（1人1日いくら）を基礎とした適切な労務費・賃金水準の確保を前提としつつ、生産性（単位時間あたり施工量（1日当たり何人で作業するか））の部分での競争の余地を残すこととする。
- いったん基準を公表した後においても、基準の仕様・水準も含め、必要に応じ修正を加えるアジャイル型の考え方に則って検討・実装を進めることとする。
- 全ての職種、工種について同時に議論、作成するのではなく、職種別に、順次検討を進めることとする。

2. 「労務費の基準」の**実効性確保**について

(1) 入札時・契約時における実効性の確保

- 2-1. 契約の際に、「労務費の基準」が「相場観」として機能するためにはどうすべきか。
 - ・見積・契約の方法をどのように変えるべきか(材工分離による見積や契約をどう推進すべきか)。
 - ・見積・契約時に「労務費の基準」をどう取扱うべきかについて、当事者の理解を得るためにはどうすればいいか。
 - ・「労務費の基準」により、逆に労務費の引下げに繋がらないようにするためにどうすべきか。(基準を上回る額の見積をどう扱うか)
- 2-2. 公共工事の入札において、「労務費の基準」の実効性をどう確保するか。
- 2-3. 労務費に加えて法定福利費(事業者負担分)も確保されるようにするためにどうすべきか。
 - ・「労務費の基準」と法定福利費の事業者負担分との関係性をどう整理すべきか

(2) 契約後における労務費・賃金の行渡りの担保

- 2-4. 注文者が支払った労務費が専門工事業者まで行き渡ることや、行き渡った労務費に基づく適切な賃金支払いを担保するためにどうすべきか。

(3) 行政による検証

- 2-5. 実効性を確保するためにどのように検証を行うことが有効的か。
 - ・発注者が規制的手法を行使されるのはどのような場合か。特に個人の注文住宅発注者等に対して配慮は不要か。



これらの論点については、今後、中建審ワーキンググループで議論予定

3. 「労務費の基準」の**作成**について

(1) 「労務費の基準」の計算方法

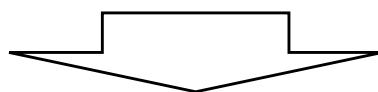
3-1. 「公共工事設計労務単価×歩掛」によることを議論の出発点としていいか。

(2) 「労務費の基準」の作成単位

3-2. 地域差や工種・規格の違いを、どのように考慮して作成するか。

(3) 「労務費の基準」の改定

3-3. どの程度の頻度で、また、どのような計算方法で改定するか。また、短期的・局所的な労務費の上下落にどう対応するか。



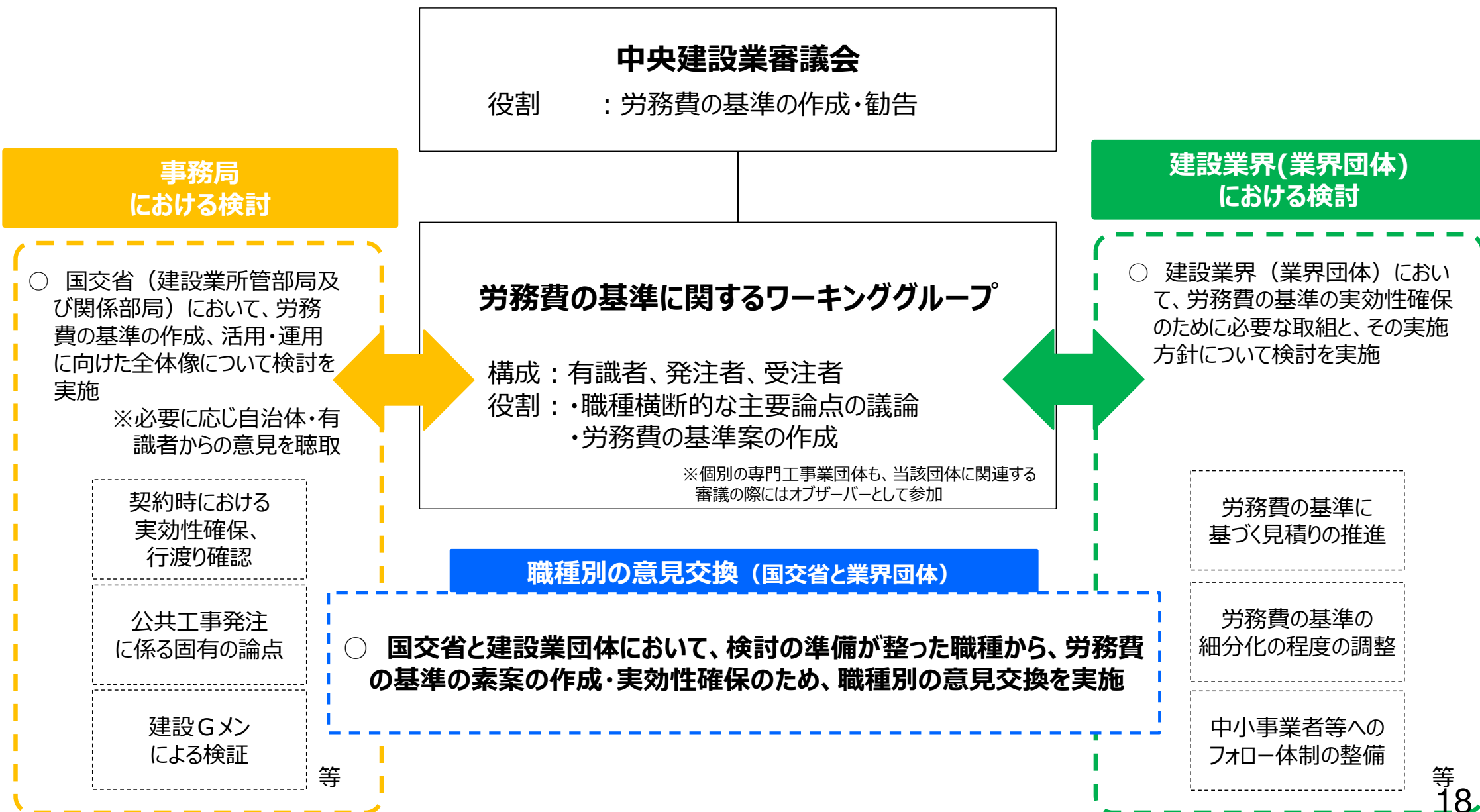
これらの論点については、今後、中建審ワーキンググループで議論予定

※前ページと本ページに記載した論点について、これまでに寄せられた意見等は、第1回WG資料（下記の資料4－3）に掲載。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/tochi_fudousan_kensetsugyo13_sg_000001_00034.html

労務費の基準に関する検討体制の全体イメージ

- 「労務費の基準」の作成に加え、その実効性を確保するためにも、本ワーキンググループにおける検討と並行して、多様な関係主体が連携して検討を進めていく。



各業界団体と検討を進めていきたいこと

職種別の意見交換（国交省と業界団体）

【進め方】

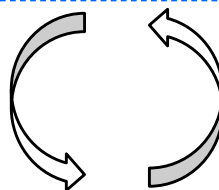
- 「鉄筋に係る意見交換」、「型枠に係る意見交換」というように、職種ごとに意見交換を実施（非公開）。
- 全職種について同時に意見交換を開始するのではなく、検討の準備が整った職種から順次実施。
※まずは、11月に、検討の準備が整った職種を対象に意見交換を開始予定。その後、対象職種を順次拡大。

【メンバー】

- 当該職種に係る専門工事業団体 ○元請団体 ○国交省（委託先事業者含む） 等
※当該職種について複数の専門工事業団体がある場合には、複数団体同席の上で意見交換を行うことを想定。

【意見交換の内容（想定）】

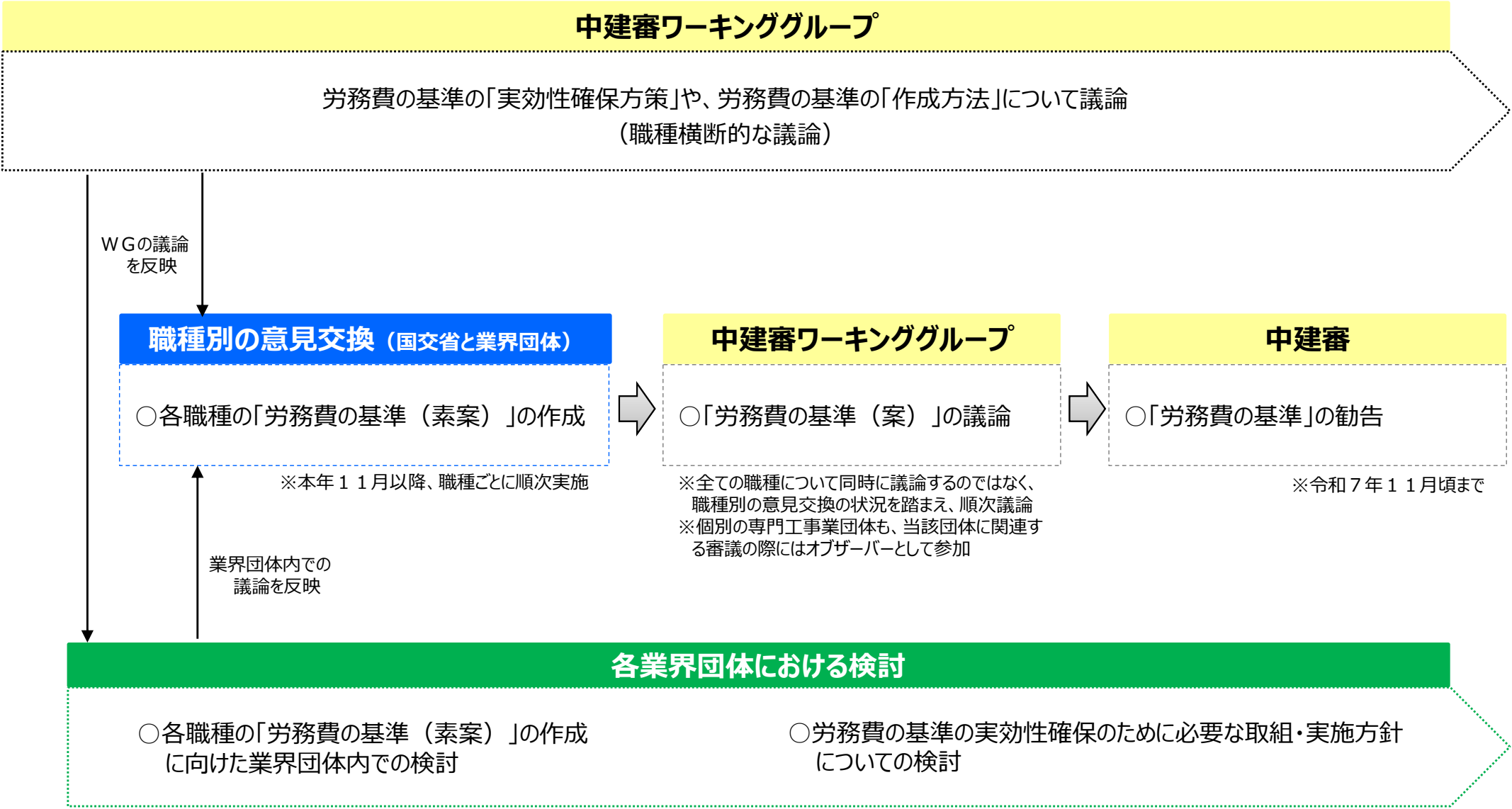
- 当該職種の「労務費の基準（素案）」の作成
・ 中建審ワーキンググループでの議論を踏まえて、「どのような単位（1 t 当たり、1 m³ 当たり等）で算出するか」、「どの程度細分化して作成するか（土木と建築の違いをどのように扱うか等）」等の論点について議論しながら、当該職種の「労務費の基準（素案）」を作成。
（国交省が案を提示予定）
- 労務費の基準の実効性確保に関する当該職種固有の論点についての議論



各業界団体における検討（業界団体内）

【業界団体内で検討を進めていただきたい事項】

- 当該職種の「労務費の基準（素案）」の作成に向けた業界団体内での検討
・ 職種別の意見交換（上記）に向けて「どの程度細分化して作成するか」等の論点や職種固有の課題の有無などについて、業界団体内で検討。
- 労務費の基準の実効性確保のために必要な取組・実施方針についての検討
・ 中建審ワーキンググループの議論を踏まえて、「労務費の基準に基づく見積りをどのように推進するか」、「団体に加盟する中小事業者等が労務費の基準を活用できるようにするためにどのようにフォローするか」等の方策について、業界団体内で検討。



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会)

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記**。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用すること考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。